

北海商科大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 最高管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当する部署（以下「不正防止計画推進室」という。）を置き、本学の不正防止のための計画を作成し、これに基づく業務の推進及び管理を行うものとする。この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定。平成26年2月18日改正）」に基づき、北海商科大学、北海商科大学大学院（以下「本学」という。）の教職員が行う公的研究費の管理・監査に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、「公的研究費」とは、文部科学省及び同省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等をいう。

2 この規程において、「不正」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 二重投稿
- (2) 不適切なオーサiership
- (3) 利益相反
- (4) 公的研究費に係る研究活動又は成果の発表の過程において、ねつ造、改ざん又は盗用のいずれかに該当する行為（悪意のない誤り及び意見の相違によるとみなされるものを除く。）
- (5) 研究費の不適切な使用、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費請求その他関係法令、学内規程等に違反した研究費の使用

(研究活動に関わる基本精神及び行動規範)

第3条 本学の構成員は、別途定める「北海商科大学研究倫理規程」及び「北海商科大学研究活動の基本精神及び行動規範」を遵守しなければならない。

第2章 運営及び管理体制

(最高管理責任者)

第4条 本学に、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、統括責任者及びコンプライアンス推進責任者からの報告を基に適切な指示を下し、リーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、学部長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、第6条に規定するコンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に、最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本学における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、学部長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、次の各号に定める業務を行わなければならない。
 - (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告書を提出する。
 - (2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対して倫理教育・コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 研究者等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、前項の役割の実効性を確保するため、部局内の管理監督範囲を区分し、それぞれに副責任者を任命して、区分ごとの日常的な管理監督を行わせ、公的研究費の運営及び管理の状況を定期的に報告させることができる。

(職名の公開)

第7条 第4条から第6条の職名はこれを公開する。

(職務権限の明確化)

第8条 北海商科大学会計規則の規定に基づき、本学における財務及び会計に関する事務のうち契約、収入及び支出並びに決算（以下「予算の経理」という。）に係る職務権限の委任について必要な事項を定め、当該事務の適正かつ効率的な処理を図る。

- 2 最高管理責任者は予算の経理に関する事務の一部を特定契約担当者、検査担当者及び特定徴収担当者に分掌させるものとし、その処理に係る職務権限を委任する。
- 3 特定契約担当者、検査担当者及び特定徴収担当者は、前項の規定により委任された事務を処理するときは、自らの名義によることができる。この場合において、学外に発信する文書については、原則として最高管理責任者の代理であることを明記するものとする。
- 4 最高管理責任者は、予算の経理に関する事務の一部を本学の職員のうちから指定する者（以下「指定者」という。）に分掌させ、及び専決させるものとして処理する。この場合において、学外に発信する文書以外のものについては、指定者の名義によることができる。
- 5 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関して、研究者と事務職員の権限と責任を明確に定め、関係者に周知するものとする。

(不正防止計画推進室)

第9条 最高管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当する部署（以下「不正防止計画推進室」という。）を置き、本学の不正防止のための計画を作成し、これに基づく業務の推進及び管理を行うものとする。

- 2 不正防止計画推進室の実質的な責任と権限を持つものとして、学部長をもって充てる。
- 3 不正防止計画推進室の構成及び業務は別に定める「北海商科大学研究費不正防止計画推進室規程」による。
- 4 不正防止計画推進室は本学における不正防止計画の実施状況を確認する。
- 5 各部局は、不正防止計画推進室と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

(コンプライアンス教育)

第10条 本学の構成員は、不正防止対策の一環として本学が実施するコンプライアンス教育を受け、次の事項を含む誓約書を、最高管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 本学の規則等を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。
- (4) 機関の求めに応じ、執行に係る調査・ヒアリングに応じること。

(ルールに関する窓口)

第11条 不正の事前防止を目的として、公的研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を、学術発展センター事務に設置する。

(事務処理及び決裁手続き)

第12条 本学は、公的研究費の使用・管理等の事務処理及び決裁手続きを厳密に定め、すべての教職員等に周知して、明確かつ統一的な運用を行うものとする。

- 2 事務処理については、別に定める。
- 3 公的研究費の使用・管理等の事務処理及び決裁手続きに関わるガイドライン及びルールブックを作成し、教職員等に周知する。

(内部監査)

第13条 最高管理責任者の下に公的研究費の適正な使用を確保するための監査を担当する部署（以下「内部監査室」という。）を置く。

- 2 内部監査室は、別に定める「北海商科大学内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。
- 3 内部監査室は、内部監査の概要及び実施結果について、文書をもって最高管理責任者に報告するものとする。

第3章 不正行為への処置

(不正行為についての相談・通報窓口)

第14条 最高管理責任者は公的研究費の使用及び管理に関する不正行為についての相談・通報の窓口を設置し、その窓口として学術発展センターを充てる。ただし、当該通報の事案に関わる利害関係者が通報窓口に関与していると思われる場合、監査室及び不正防止計画推進室をもって通報窓口に代えることができるものとする。

2 前項の相談・通報の処理等については、別に定める「北海商科大学研究活動における不正行為・不正使用への対応に関する規程」による。

3 公的研究費の使用及び管理に関する不正行為についての相談・通報の窓口の仕組みについて学内外に周知を行う。

(不正に係る措置)

第15条 公的研究費の使用及び管理の不正が発覚又は疑いが生じた場合、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、内部監査室室長は、遅滞・遺漏無く最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者が、前項の報告を受けた場合、別に定める「北海商科大学研究活動における不正行為・不正使用への対応に関する規程」に基づき措置を行う。

第4章 その他

(規程の準用)

第16条 本学が、府省等の競争的資金を使用及び管理する際にも、この規程を準用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年3月1日から施行する。